

世帯

例

個人事業主

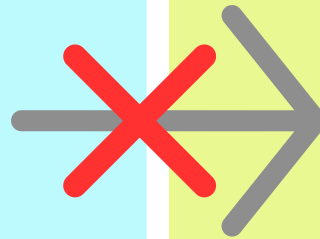
- ・ 個人事業主
- ・ 個人住民税所得割課税者



✓定額減税の対象
1人(本人)× (所得税 3万円+住民税 1万円)
=4万円

個人事業主の配偶者

- ・ 配偶者の事業専従者
- ・ 所得税、個人住民税所得割ともに非課税



税法上 専従者は扶養できない

✓所得税、住民税ともに課されない
⇒本人は定額減税の対象外
✓事業専従者
⇒配偶者の定額減税においても扶養親族等とならない

✓個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

⇒ **配偶者** が不足額給付 2 の給付対象となる